

肝付町家屋全棟調査業務委託に係るプロポーザル審査委員会設置要領を次のように定めた。

令和 6 年 4 月 22 日

肝付町長 永野和行



肝付町家屋全棟調査業務委託に係るプロポーザル審査委員会設置要領

(目的)

第 1 条 この要領は、肝付町が実施する「肝付町家屋全棟調査業務委託」において、業務を行う事業者について、公募型プロポーザル方式により広く企画提案を募集し、適切な事業者を選定するために業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 肝付町家屋全棟調査業務委託を行う事業者の選定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、肝付町家屋全棟調査業務委託に関し町長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 委員の任期は、この要領の施行の日から業者の選定が終了する日までとする。

(委員長)

第 4 条 委員会の委員長は副町長とする。

- 2 委員長は会務を総理とする。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長が予め指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立するものとする。
- 3 第 2 項の規定に関わらず、全委員に対する回議をもって開催したものとすることができる。
- 4 委員長が必要と認めるときは、所掌事務に関係のある事項について専門的な知識又は経験を有する職員等の出席を求め、意見を聴取することができる。

(事務局)

第 6 条 委員会の庶務を行う事務局を税務課に置く。

(雑則)

第 7 条 この事項に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 16 日から施行する。

別表（第3条関係）

委員長	副町長
委員	総務課長
	内之浦総合支所長
	会計課長
	建設課長
	農業振興課長
	税務課長
	企画調整課長
	デジタル推進課長
	委員長が別途必要と認める者